

光市医師会報

昭和53年4月発行

No. 69号



信仰や理想において人類は
一致しないであろう、しかし慈善に
おいては一致するはずだ (ポー・イギリス詩人)

光 市 医 師 会

医師会月間行事

- ※4月10日(月) 理事会 於医師会館
午後7:30
- 協議事項 光市医師会定時総会開催についての議案及び諸事項について
- 報告、連絡事項 医師国保組合会議等諸報告

健保制度改革案

小沢厚相と武見日医会長は医療保険制度抜本改正問題で、①給付の平等化、②負担の公

平化、③物(薬剤)と技術の分離、④家計の高額負担解消方法を別途考慮、⑤審査機構の改善の早急な検討の5原則で合意(4月4)。これを踏まえて、厚相は「健保制度等の改正案要綱」に、①医療給付は本人、家族とも10割給付に統一する、②薬剤費、歯科材料費を給付から除外し、1世帯1ヶ月2分円以上、または年間12万円を超える分を払い戻す。などを盛り込み、社会保険審議会に諮問した。然しその後、日医会長は、みかけの10割給付と、弱者切り捨ての此の改正案に反対の表明をした。

健保制度等改正案要綱(要旨)

第1 改正の趣旨

制度改革を図るため、被保険者本人、家族の医療給付の格差是正、保険料負担の合理化、保険者間の財政調整、国庫補助制度の改正などを行なう。

第2 健康保険制度改革の要点

「医療給付」

- ①医療給付は被保険者本人、家族とも同一とし、注射、投薬などの薬剤、歯科材料にかかる費用を除いて10割給付とする。
- ②被保険者本人、家族が病院、診療所などで支払った薬剤、歯科材料費は保険者が一定の基準により(国の定める償還基準により1世帯当たり1ヶ月で2万円、1年間で12万円を超える分を)

償還する。低所得者については負担軽減措置を講ずる。

- ③保険者指定の病院、診療所、薬局以外の病院などで療養を受けた場合でも、保険指定機関での療養に準じて療養費を支給するよう療養費支給要件を定める。

「分べん費等の給付」

- ①分べん費、埋葬料の最低保障額等は法改正を経ずとも厚相が実情に即して改定できることとする。②育児手当金、配偶者育児手当金(現行1人2千円)は廃止する。

「保険料」

- ①保険料算定の基礎となる報酬(収入)にボーナスも含める。②標準報酬の上下限を賃金水準の変動に応じて改定で

きることとする。③保険料率の上限を千分の80とする。

「国庫補助」

国庫補助率調整規定を廃止し、政管健保の国庫補助を保険給付費（分べん費と埋葬料の支給費用は除く）にたいする定率国庫補助とする。

「健保組合間の財政調整」

政府は、共済組合も含めて被用者医療保険の保険者間の財政調整が別の法律でおこなわれるまでの間、各健保組合間の財政調整をおこなうための措置を講ずる。

「保険医療機関等の登録指定」

①個人開業医について、保険医療機関の指定があれば保険医の登録があったとみなすなど、事務の簡素化を図る。

②都道府県医事が地方社会保険医療協議会の議を経ておこなう保険医療機関等の再指定は指定取り消し後3年経過していなければならぬことなどを決定する。

「その他」

①健保組合の付加給付は廃止する。②被

保険者が海外にいても、家族が国内に居る場合は、保険料を徴集、国内の家族や本人の海外での療についても保険給付する。③保険者は医療給付費と出産手当金などその他の給付費との区分を明確にする。④被保険者本人、家族は保険は保険給付について保険者の指導を受ける。

第3. 船員保険制度改正の要点

「現金給付」

傷病手当金は健保同様、療養のため就労できなくなった日の4日目から支給する。

「保険料」

①疾病の一般給付の保険料率の上限を千分の80とする。②失業の保険料率は厚相が社会保険審議会の議を経て千分の5の範囲内で変更でき、福祉施設の保険料率は定めることができる。

第4. 施行期日

政令で定める日から施行する。

健康保険法改正案の厚生省説明

実質平均で8割給付に低下

4月17日、厚生省は、社会保障制度審議会に諮問した健保法改正案が施行された場合の給付と患者負担の割合を明らかにした。それによると政管健保の場合、現行の本人10割、家族7割給付が新制度では、本人家族と

も10割給付で、薬剤費は一定額以上自己負担となるため、実質給付率は80.2%となり、現行の88%（本人99%、家族74%）を下廻り、特に本人にとってはかなりの給付率ダウンとなる。厚生省の諮問案は建て前上

本人、家族とも10割給付に統一する一方、現行の本人一部負担（初診時600円、入院時1日200円）を廃止、代わりに薬剤費（投薬と注射）と歯科材料費を保険外とし、1世帯当り月2万円以上または年間12万円以上になる場合、その超えた分を後で保険者が償還する。いわゆる足切り償還制である。厚生省試案によると諮問案通りに健保が成立した場合、54年度の医療費は2兆9300億円と、うち薬剤費や歯科材料費が8600億円（全体の29.5%）と見込まれておる。そのうち償還分は2,800億円、実質患者負担分は5,800億円となる。この為、実質給付率80.2%、患者負担率は19.8%になる。実際の給付率はケースにより異なり、一般的には入院、外来とも本人の給付率はダウンする反面、家族はアップします。厚生省が今年、2月分のレセプト20例で見ると、被保険者本人で十二指腸潰瘍で1ヶ月

入院医療費が14万5500円（うち薬剤費2万1800円）かかった例では、現行制度なら自己負担は5,200円で済むが、新制度では1,800円だけ償還、2万円が自己負担となるので給付率は86%、亦家族が急性盲腸炎で8日間入院、6万9000円（薬剤費8700円）かかったケースは、現行では3割の2万700円を負担しますが、新制度では薬済費の8700円だけ負担、給付率は87%となる。本人が上気道炎で1日通院、薬3日分をもらい3,000円（うち薬剤費1,900円）かかるケースは、現行では初診時一部負担の600円で済みますが、新制度では1,900円の薬代はまるまる自己負担、給付率は38%、更に家族が慢性胃炎で4日間通院、7日分の薬をもらって1万5,700円（うち薬剤費1,400円）かかったケースは、現行3割の4700円払いますが、新制度は薬代の1,400円、給付率は91%となる。

会員の異動

入会

田尻三昭先生 昭和53年4月1日付
（周東病院より自宅開業）

退会

盧潤模先生 昭和53年3月31日付
（牛島診療所辞任、韓国へ帰国）

あとがき

このたびの厚生省の健保改正案は、みせかけと、ごまかしの10割給付である。貧きしき者は医者にもかかれなげな、国民の安心

して医療がうけられる様にとという願いを踏みにじる乱暴な改正案という外はない。この様な改悪法案を断じて許してはならない。

青春のすぎにしこころ苺喰ふ

（水原秋桜子）

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 77-2601
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社